（業務への協力）

第五十四条　地方公共団体その他の関係者は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

第四章　雑則

第五十五条　この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第五十六条　都道府県機構の役員又は職員が、第四十三条第一項第七号に掲げる業務（政令で定めるものに限る。）に係る職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

第五十七条　第十四条、第二十四条又は第四十七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十六条第一項の許可を受けないで、農業委員会ネットワーク業務の全部を廃止したとき。

二　第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十九条　第五十二条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

（農地法の一部改正）

第三条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改め、同項第二号イからチまで以外の部分を次のように改める。

その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。

第二条第三項第二号イ中「構成員」を「株主又は社員」に改め、同号中チを削り、トをチとし、同号ヘ中「（昭和五十五年法律第六十五号）」及び「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）」を削り、同号ヘを同号トとし、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

第二条第三項第三号中「構成員」の下に「（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。）」を加え、「以下この号」を「次号」に、「占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること」を「占めている」に改め、同項に次の一号を加える。

四　その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

第二条第四項中「法人の構成員につき」を「前項第二号ホに規定する」に改める。

第三条第一項第十三号中「（農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）」を削り、「（同法」を「（農業経営基盤強化促進法」に改め、同条第二項ただし書中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に改め、同項第二号及び第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第六号中「第二条第二項」を「第二条第二項各号」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項第三号中「のうち」を「又は農林水産省令で定める使用人（次条第一項第三号において「業務執行役員等」という。）のうち、」に改める。

第三条の二第一項第三号中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等」に改める。

第四条第一項中「政令で定めるところにより、」を削り、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項及び第五項」に、「都道府県知事等が前項の協議を成立させよう」を「農業委員会が前項の規定により意見を述べよう」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。

第四条中第四項を第七項とし、第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3　農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4　農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5　前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第五条第一項中「政令で定めるところにより、」を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

第五条第五項中「前条第三項」を「前条第九項及び第十項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。